

「公共事業再評価」に関する答申について

公共事業評価に係る県の評価原案について、「行政活動の評価に関する条例」に基づき、令和7年8月1日に宮城県行政評価委員会に諮問したところ、審議の結果、書面により下記のとおり答申が行われましたので、お知らせします。

記

- 1 対象事業
 - (1) 一般国道 286 号支倉道路改良事業
 - (2) 出来川総合流域防災事業
 - (3) 洞堀川総合流域防災事業
- 2 日時 令和7年11月11日（火曜日）
- 3 答申の内容 別添「答申書（写）」のとおり
- 4 今後の対応 県では答申を受けて、県としての最終的な評価を決定し、「評価書」として取りまとめの上、公表するとともに、県議会に報告する予定です。
- 5 資料の公表場所 県のホームページ
(<https://www.pref.miyagi.jp/site/hyoka/r7kou-toshin.html>)

問い合わせ先	電話番号
企画部総合政策課 行政評価班	022-211-2406

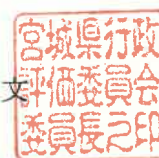


宮行評委第10号
令和7年11月11日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 青木 孝文



宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

部会長 吉田 朗



令和7年度公共事業再評価について（答申）

令和7年8月1日付け総政第47号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第3号及び同条第7項の規定により公共事業評価部会で審議した結果は、下記のとおりです。

なお、今後の事業の実施に関する意見は、別紙のとおりです。

記

「事業継続」とした県の評価を妥当とする事業

- ・ 一般国道286号支倉道路改良事業
 - ・ 出来川総合流域防災事業
 - ・ 洞堀川総合流域防災事業
- （以上3事業）

(別紙)

今後の事業の実施に関する意見

一般国道 286 号支倉道路改良事業

- ・マニュアルにより算出される便益に加え、数値化が困難な便益についても可能な限り明記し、県民に理解しやすい形で情報発信に努めること。

出来川及び洞堀川総合流域防災事業

- ・河川事業の性質上工期が長期間に渡ることが多いことから、近年の気候変動に伴う大雨等の気象災害の激甚化・頻発化も考慮し、国における気候変動を踏まえた計画の見直し等の動向について引き続き注視しつつ事業を推進すること。